

宮崎県中山間地域対策推進本部設置要綱

平成20年6月9日
総合政策部
中山間・地域政策課

(設置)

第1条 本県中山間地域対策の推進を図るため、中山間地域対策を全庁的に推進する組織として、宮崎県中山間地域対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事務を所掌する。

- (1) 中山間地域対策の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) 中山間地域対策の推進に係る情報収集、情報交換に関すること。
- (3) その他、中山間地域対策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会議の進行は、総合政策部長が行う。
- 3 本部の会議には、本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 本部の事務を補助するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、代表幹事及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総合政策部次長（政策推進担当）をもって充てる。
- 4 代表幹事は、中山間・地域政策課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は、幹事長が必要と認めたときに招集する。
- 7 幹事会の進行は、幹事長が行う。ただし、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、代表幹事がこれを行う。
- 8 幹事会には、幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者を出席させることができる。
- 9 幹事会の円滑な運営を図るため、必要に応じ、ワーキンググループを設置する。

(地域委員会)

第6条 本部の事務を補助するため、本部に地域委員会を置く。

- 2 地域委員会は、地域委員長及び地域委員をもって組織する。
- 3 地域委員長は、総合政策部次長（政策推進担当）をもって充てる。
- 4 地域委員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 地域委員会は、地域委員長が必要と認めるときに招集する。
- 6 地域委員会の進行は、地域委員長が行う。
- 7 地域委員会には、地域委員長が必要と認めるときは、地域委員以外の者を出席させることができる。

(地域幹事会)

第7条 地域委員会の下部組織として、地域委員会に地域幹事会を置く。

- 2 地域幹事会は、地域幹事長及び地域幹事をもって組織する。
- 3 地域幹事長は、中山間・地域政策課長をもって充てる。
- 4 地域幹事は、別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 地域幹事会は、地域幹事長が必要と認めるときに招集する。
- 6 地域幹事会の進行は、地域幹事長が行う。
- 7 地域幹事会には、地域幹事長が必要と認めるときは、地域幹事以外の者を出席させることができる。

(特命チーム)

第8条 中山間地域が抱える課題のうち、特に総合的・重点的な対策を推進するため、必要に応じて本部の下部組織として、本部に特命チームを置くことができる。

- 2 特命チームの運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(事務局)

第9条 本部の事務及び庶務を処理するため、中山間・地域政策課に本部事務局を置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月28日から施行する。

別表第1（第3条関係 本部員）

総合政策部長
総務部長
福祉保健部長
環境森林部長
商工観光労働部長
農政水産部長
県土整備部長
危機管理統括監
会計管理者
企業局長
病院局長
教育長
警察本部長

別表第2（第5条関係 幹事）

総合政策部	総合政策課長
	総合交通課長
	情報政策課長
総務部	総務課長
	危機管理課長
福祉保健部	福祉保健課長
	医療薬務課長
	長寿介護課長
環境森林部	環境森林課長
	森林経営課長
	山村・木材振興課長
商工観光労働部	商工政策課長
	観光推進課長
農政水産部	農政企画課長
	地域農業推進課長
	農村整備課長
県土整備部	管理課長
	道路建設課長
	道路保全課長
企業局	総務課長
教育庁	総務課長
	学校政策課長

別表第3（第6条関係 地域委員）

西臼杵支庁次長（総括）
中部農林振興局次長（総括）
南那珂農林振興局次長（総括）
北諸県農林振興局次長（総括）
西諸県農林振興局次長（総括）
児湯農林振興局次長（総括）
東臼杵農林振興局次長（総括）

別表第4（第7条関係 地域幹事）

西臼杵支庁	主幹又は副主幹（総務企画担当）
中部農林振興局	主幹又は副主幹（地域企画調整担当）
南那珂農林振興局	主幹又は副主幹（地域企画調整担当）
北諸県農林振興局	主幹又は副主幹（地域企画調整担当）
西諸県農林振興局	主幹又は副主幹（地域企画調整担当）
児湯農林振興局	主幹又は副主幹（地域企画調整担当）
東臼杵農林振興局	主幹又は副主幹（地域企画調整担当）